

議案第 4 2 号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 5 月 2 4 日

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者の疾病又は負傷」の次に「(対象者が小児であり、1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「及び同法第 8 8 条第 1 項」を「、同法第 8 8 条第 1 項」に、「場合は」を「場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は」に、「及び指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項第 1 号中「医療及び指定訪問看護を受けた」を削り、「又は指定訪問看護事業者」を「、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項

第2号中「医療を受けた」を削り、同条第4項中「医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費」を「療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費」に改め、同条第6項中「若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者を支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護又は手当に関し当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改める。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第2号中「15歳」を「18歳」に、「その父若しくは母」を「その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母」に、「小児の父母」を「小児の配偶者若しくは父母」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第4条第1項及び第5条第1項第2号の改正規定は平成30年10月1日から施行し、第5条第1項第1号の改正規定は平成31年6月1日以後の支給制限について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。